

契 約 書

合同会社 Y・J・F

目黒中央訪問看護ステーション

合同会社 Y・J・F

目黒中央訪問看護ステーション

訪問看護・介護予防訪問看護

契約書・契約書別紙・重要事項説明書・同意書

契約書・契約書別紙・重要事項・同意書の説明を受け、契約を締結します。
本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名または押印の上、1通ずつ保有するものとします。

説明日 年 月 日 (説明者：)
契約締結日 年 月 日

契約者名
事業者名 目黒中央訪問看護ステーション
指定番号 1361090291
住 所 東京都目黒区中町2-42-20ハイム廣田301
代表者名 合同会社 Y・J・F 代表社員 米山 陽一郎 印

利用者

住 所

氏 名

家族 (利用者との続柄：)

住所

氏名

(署名代行事由：)

代理人 (利用者との関係：)

住 所

氏 名

(署名代行事由：)

訪問看護・介護予防訪問看護契約書

(以下「利用者」といいます)と目黒中央訪問看護ステーション(以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護・介護予防訪問看護について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護・介護予防訪問看護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(訪問看護計画)

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」・「介護予防訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」・「介護予防訪問看護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。
- 2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画」・「介護予防訪問看護計画」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条(訪問看護の内容)

- 1 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は〔契約書別紙〕のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた「訪問看護計画」・「介護予防訪問看護計画」に沿って訪問看護を提供します。
事業者は、訪問看護の提供に関するケース処遇記録を作成し、契約終了後2年間は保存します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する2項のケース処遇記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する2項のケース処遇記録の複写物の交付をうけることができます。

第5条(料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として別紙料金表に定める利用者単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は当月の料金合計額を原則として口座自動振替により翌月26日(引き落とし日 金融機関休業日の場合翌営業日)に支払います。口座自動振替を行うことができない場合、双方協議の上、支払い方法を決定します。口座自動振替手続きが完了するまでの間の料金、残高不足等による未収金が発生したときは、原則として現金による集金を行います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第6条(サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止できます。
- 2 利用者がサービス提供日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して〔契約書別紙〕に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第5条の他の料金の支払いと合わせて請求します。

第7条(料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

第8条(契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)に認定された場合
 - ③ 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

第9条(秘密保持)

- 1 事業者及びその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第10条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第11条(身分証携行義務)

サービス従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた場合にはいつでも提示します。

第12条(緊急時の対応)

事業者は、現に訪問看護・介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条(連携)

- 1 事業者は、訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、速やかに介護支援専門員に連絡します。なお、第8条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護・介護予防訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、両者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

以 上

訪問看護(介護保険・医療保険)・介護予防訪問看護 重要事項説明書

(2026年6月1日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6712-2452 (午前8時50分～午後4時50分まで)
担当 管理者 廣村 美月
※ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

2 訪問看護の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	目黒中央訪問看護ステーション (訪問看護・介護予防訪問看護)
所在地	東京都目黒区中町2-42-20ハイム廣田301
事業所番号	1361090291
ステーションコード	7391964
サービスを提供する対象地域※	目黒区、世田谷区(下馬・池尻) 品川区(荏原・小山・小山台) 大田区(北千束・南千束)

※上記地域以外の方もご希望の方はご相談下さい。

(2) 職員の体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名()		管理業務	1名()
看護職員	看護師	4名()	1名()	訪問看護の業務にあたる	5名()
	准看護師				
理学療法士	理学療法士		2名()		2名()

()内は男性再掲

(3) サービス提供時間帯

- *月曜日から金曜日は8時50分から4時50分までとなっています。
- *電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとっています(緊急時訪問看護加算算定の場合)。
- *時間外の訪問については時間帯により料金が異なります。
- *12月30日～1月4日はお休みとなります。

3 提供するサービス内容等

主治医と連絡を取り、心身の状態に応じて以下の様なケアを行います。
医療保険ご利用の場合、健康保険法その他関係法令に従い、看護のサービスを提供します。

(1) 健康相談

健康のチェックと助言(血圧・体温・呼吸・脈拍)、特別な症状の観察と助言、心の健康チェックと助言(趣味・生きがい・隣人とのつながりなど)

(2) 日常生活の看護

清潔のケア、食生活のケア、排泄のケア、療養環境の整備、寝たきり防止のためのケア、コミュニケーションの援助

(3) 在宅リハビリテーション看護

体位交換、関節などの運動や動かし方の指導、日常生活動作の訓練（食事・排泄・移動・入浴・歩行など）、福祉用具（ベッド・ポータブルトイレ・補聴器・車いす・食器など）の利用相談、外出・レクリエーションの支援、生活の自立・社会復帰への支援

（４）精神・心理的な看護

不安な精神・心理状態のケア、生活リズムの調整、社会生活への復帰援助、事故防止のケア、服薬のケア、リラックスのためのケア

（５）認知症の看護

認知への対応方法指導や相談、生活リズムの調整、レクリエーションの援助、事故防止のケア

（６）検査・治療促進のための看護

病気への看護と療養生活の相談、床ずれ・その他創部の処置、医療機器や器具使用者のケア、服薬指導・管理、その他主治医の指示による処置・検査

（７）終末期の看護

4 料金

（１）利用料金（介護保険・医療保険）

利用料金は別紙料金表の通りです。加算料金は、該当となる場合にのみ加算されます。また、保険証の負担割合、公費等により、自己負担額は異なります。給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

（２）キャンセル料

利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。
目黒中央訪問看護ステーション 電話 ０３－６７１２－２４５２

- ２ 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけ利用の前日（２４時間前）までにご連絡ください。連絡が無く訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を頂きます。ただし、容体の急変など、緊急やむを得ない場合はキャンセル料は不要です。

キャンセル料金 ２０００円

（３）利用料金の支払方法

自動口座振替の手続きをお願い致します（契約時職員が用紙をお渡しします）。当月の利用料金請求書を翌月１５日までにお渡しします。
当月の料金合計額を翌月に口座自動振替によりお支払い頂きます。引き落とし日は２６日（金融機休業日の場合翌営業日）です。口座自動振替を行うことが出来ない場合はご相談ください。口座自動振替手続きが完了するまでの間の料金や残高不足等による未収金が発生したときは、現金でお支払いください。お引き落とし（お支払い）を確認させて頂き、領収書を発行します。

5 サービス内容に関する苦情

①当事業所ご利用者相談・苦情担当

担当窓口 目黒中央訪問看護ステーション 電話０３－６７１２－２４５２
担当者 管理者 廣村 美月

②その他

当ステーション以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

目黒区介護保険課介護保険管理係	03-5722-9574
世田谷区 介護保険課管理係	03-5432-2298
品川区 高齢福祉課	03-5742-6729
大田区 介護保険課管理係	03-5744-1359
東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0173

6 当事業所の概要

名称 法人種別	合同会社 Y・J・F
代表者役職・氏名	代表社員 米山 陽一郎
本部所在地	〒152-0035 東京都目黒区自由が丘 3-15-9
事業所	目黒中央訪問看護ステーション（訪問看護・介護予防訪問看護） 〒153-0065 東京都目黒区中町 2-42-20 ハイム廣田 301

訪問看護・介護予防訪問看護 契約書別紙

(2026年6月1日現在)

1 訪問看護管理者

管理者 廣村 美月 03-6712-2452

2 訪問看護の内容

	曜 日	時 間 帯	内 容	介護保険 適 用
1				
2				
3				
4				

特別管理加算 I II あり・なし 緊急時訪問看護加算 あり・なし

3 利用料

(1) 利用料金

利用料金は別紙料金表の通りです。加算料金は、該当となる場合にのみ加算されます。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) キャンセル料

利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。
目黒中央訪問看護ステーション 電話 03-6712-2452

2 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけ利用の前日までにご連絡ください。連絡が無く訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を頂きます。ただし、容体の急変など、緊急やむを得ない場合はキャンセル料は不要です。

キャンセル料金 2000円

4 相談・要望・苦情等の窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情等はサービス従業者か、下記窓口までお申し出ください。

当事業所ご利用者相談・苦情担当窓口 管理者 廣村 美月
目黒中央訪問看護ステーション 03-6712-2452
受付時間 月～金曜日 8時50分～16時50分

契約者名

事業者名 目黒中央訪問看護ステーション
指定番号 1361090291
住 所 東京都目黒区中町2-42-20ハイム廣田301
代表者名 合同会社 Y・J・F 代表社員 米山 陽一郎

利用者

住 所

氏 名

家族 (利用者との続柄：)

住所

氏名

(署名代行事由：)

代理人 (利用者との関係：)

住 所

氏 名

(署名代行事由：)

同意書

利用者及び家族、代理人は、訪問看護計画・予防訪問看護計画を実施するにあたり、必要な情報を、担当学会等業務に必要な会議において使用することに同意します。
ただし、同意する内容は下記の通りとします。

記

経済状況
家族状況
要介護者の身体状況
介護者の介護協力状況

使用する期間 年 月 日から契約終了まで

そのほか（特記すること、また同意しない点があれば記入）

以 上

説明日 年 月 日 （説明者： ）
同意日 年 月 日

合同会社 Y・J・F 目黒中央訪問看護ステーション 宛

利用者

住 所

氏 名

家族（利用者との続柄： ）

住 所

氏 名

（署名代行事由： ）

代理人（利用者との関係： ）

住 所

氏 名

（署名代行事由： ）

加 算 算 定 同 意 書

【医療保険加算】 24時間対応体制加算・複数名訪問看護加算

☐ 24時間対応体制加算（ 有 ・ 無 ）

利用者またはその家族に対して24時間連絡体制により、緊急時の場合等の電話による相談または訪問看護を実施する体制にある場合ひと月に1回加算されます。

☐ 複数名訪問看護加算（ 有 ・ 無 ）

一人の看護師による訪問看護が困難と認められ、他の看護師と同行訪問が必要な場合に加算されます。

【介護保険加算】 緊急時訪問看護加算・複数名訪問加算

☐ 緊急時訪問看護加算（ 有 ・ 無 ）

利用者またはその家族に対して24時間連絡体制により、緊急時の場合等の電話による相談または訪問看護を実施する体制にある場合ひと月に1回加算されます。

☐ 複数名訪問加算（ 有 ・ 無 ）

一人の看護師による訪問看護が困難と認められ、他の看護師と同行訪問が必要な場合に加算されます。

利用者及び家族代表、代理人は、訪問看護を実施するにあたり、同意が必要な上記加算の説明を受け、加算算定をすることに同意します。

説明日 年 月 日 （説明者： ）
同意日 年 月 日

合同会社 Y・J・F 目黒中央訪問看護ステーション 宛

利用者
住 所
氏 名

家族代表（利用者との続柄： ）
住 所
氏 名

（署名代行事由： ）

代理人（利用者との関係： ）
住 所
氏 名

（署名代行事由： ）

